資料３

長久手市こどもの権利条例

目次

前文
第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　こどもの大切な権利（第３条―第８条）
第３章　こどもの権利を保障するための役割（第９条―第１３条）
第４章　基本的な施策（第１４条―第２０条）
第５章　施策の推進（第２１条―第２３条）
附則

こどもは、生まれたときから等しく一人の人間として、自分らしく幸せに生きる権利を持っています。また、それぞれが様々な個性や能力を持ち、誰もが夢や希望を抱き、未来への可能性が開かれています。そして、自分の権利が尊重される経験を通して、他の人の権利も大切にすることを学びます。そうした多様な経験の積み重ねが豊かな人間性を育み、命を大切にするおとなへと成長することができます。

長久手市は、こどもが社会の一員であることを理解し、市民とともに、こどもの声に耳を傾け、全てのこどもが自立した個人として将来にわたり心豊かで健やかに育つまちを目指します。また、自ら声を上げることができずにいるこどもや、置かれている環境、人間関係等で生きづらさを抱えるこどもに寄り添い、こどもにやさしいまちとなるように、この条例を定めます。そして、次のこどもの思いが実現できるまちづくりに努めます。

「私たちが幸せに生きるために大切だと思うことは、こどもとおとながお互いに尊重しあうことです。それにより、こども同士もお互いを尊重し、より良い関係をつくることができます。そして、一人ひとりがやりたいことを、みんなで応援できるまちにしていきたいです。」

第１章　総則

（目的及び基本理念）

第１条　この条例は、日本国憲法、児童の権利に関する条約及びこども基本法（令和４年法律第７７号）の理念に基づき、こどもの大切な権利を明らかにするとともに、市全体でその権利を保障し、こどもの健やかな成長を図るこ

とを目的とします。

２　この条例の目的を実現するために、次に掲げることを基本理念とします。

⑴　こどもに関することを決めるときは、こどもにとって最善の利益を優先して考えること。

⑵　こども自身が自分の意見を自由に表明することができ、その意見が一人ひとりの発達に応じて尊重されること。

⑶　こどもとおとなは、お互いに尊重しあうこと。

⑷　こどもが失敗を恐れず挑戦し、夢や希望を抱くことができる環境づくりに努めること。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

⑴　こども　１８歳未満の人その他これらの人と等しく権利を認めることが適当である人をいいます。

⑵　学校等施設関係者　学校教育施設、児童福祉施設、社会教育施設、保健医療施設、公園その他のこどもが育ち、学ぶために利用する施設で市内にあるもの（以下「学校等施設」といいます。）を運営し、又は学校等施設において事業若しくは活動を行う人をいいます。

⑶　市民　市内に住む人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内で事業若しくは活動を行う人をいいます。

第２章　こどもの大切な権利

（安全と安心が守られる権利）

第３条　こどもは、安全と安心が守られるために、次に掲げることが保障されます。

⑴　命が守られること。

⑵　清潔で健康に過ごすことができる適切な衣食住があること。

⑶　育ててくれる人がいて、安全な場所があり、安心して過ごすことができること。

⑷　適切な医療や教育が受けられること。

⑸　プライバシーが守られること。

⑹　差別を受けないこと。

⑺　個性や環境に応じた支援が受けられること。

⑻　いじめ、犯罪、虐待、災害その他のこどもを取り巻く有害又は危険な環境から守られること。

（自分らしく生きる権利）

第４条　こどもは、自分らしく生きるために、次に掲げることが保障されます。

⑴　ありのままの自分が認められ、個性が尊重されること。

⑵　自分の考えや気持ちを表すこと。

⑶　自分に関することの決定に、自分が関わることができ、その際に適切な情報が得られ、助言及び支援が受けられること。

（豊かに育つ権利）

第５条　こどもは、様々な経験をして豊かに育つために、次に掲げることが保障されます。

⑴　遊んだり、学んだりすること。

⑵　多様な人たちとふれあうこと。

⑶　文化、芸術、スポーツ及び自然にふれること。

⑷　夢を持ち、挑戦すること。また、失敗しても再び挑戦すること。

（心と体を休める権利）

第６条　こどもは、心身ともに健やかでいるために、次に掲げることが保障されます。

⑴　心と体を休めること。

⑵　自由な時間があること。

（参加する権利）

第７条　こどもは、自ら社会活動に参加するために、次に掲げることが保障されます。

⑴　仲間をつくり、集うこと。

⑵　社会参加への適切な情報が得られ、支援が受けられること。

（意見を表明する権利）

第８条　こどもは、意見を表明するために、次に掲げることが保障されます。

⑴　自分の意見を表明できる機会があること。

⑵　おとなの意見と同じように、こどもの意見が尊重されること。

第３章　こどもの権利を保障するための役割

（こどもの役割）

第９条　こどもは、自分の権利を正しく理解するとともに、他の人にも権利があることを認識し、いじめや差別をしない等、他の人の権利も尊重するように努めるものとします。

２　こどもは、その発達に応じた責任ある行動をするように努めるものとします。

（保護者の役割）

第１０条　保護者は、そのこどもの養育について責任を持ち、次に掲げることに努めるものとします。

⑴　こどもの考えや気持ちを受け止め、一人ひとりの発達に応じて養育すること。

⑵　一人ひとりの個性を認め、それを伸ばしていくことができるように見守ること。

⑶　こどもの夢や挑戦を応援し、失敗しても再び挑戦できるように、こどもを支えること。

（学校等施設関係者の役割）

第１１条　学校等施設関係者は、その運営又は事業若しくは活動に当たっては、こどもが健やかに成長できるように、次に掲げることに努めるものとします。

⑴　こどもが相談しやすい雰囲気づくりを行うこと。

⑵　こどもが自分らしく豊かに育つ環境づくりを行うこと。

⑶　こどもが主体的に考え、学び、行動する力を身につけることができるように、一人ひとりの発達に応じて必要な支援を行うこと。

⑷　困難を抱えるこどもの早期発見及び解決に向けた必要な支援を行うこと。

⑸　こどもの権利を理解するための研修に参加し、又は従事者にその研修の機会を与えること。

⑹　市と連携し、こどもが安全に安心して暮らすことができる環境づくりを推進すること。

（市民の役割）

第１２条　市民は、こどもを社会の一員として認め、こどもが安全に安心して健やかに過ごすことができるように、それぞれの立場で、次に掲げることに努めるものとします。

⑴　こどもを思いやり、温かく見守ること。

⑵　地域の安全な環境づくりを推進すること。

⑶　多様な世代やこども同士の交流の機会をつくること。

⑷　雇用する労働者が安心して子育てができる職場環境づくりを推進すること。

（市の責務）

第１３条　市は、こどもの権利が保障されるように、こどもの視点を尊重した上で、次に掲げることに留意し、こどもに関する施策を実施します。

⑴　保護者、学校等施設関係者及び市民がそれぞれの役割を果たすことができるように、必要な支援を行うこと。

⑵　社会的養護その他の様々な状況のもとにあるこどもに配慮すること。

第４章　基本的な施策

（理解促進）

第１４条　市は、こどもの権利の理解促進を図るために、次に掲げることについて必要な支援を行います。

⑴　こどもが、学校等施設において、こどもの権利について学ぶこと。

⑵　市民が、行事等において、こどもの権利について学ぶこと。

⑶　市民が、こどもの権利について理解を深めるための活動を行うこと。

（こどもに関わる人への支援）

第１５条　市は、困難を抱える子育て家庭に対して、必要に応じて継続した支援を行います。

２　市は、学校等施設関係者がこどもの健やかな育ちに取り組む上で必要な知識を習得できる機会を設けるとともに、これらの者がこどもと向き合う上で生じる悩みごとや困りごとの相談への対応及び助言を行います。

（有害又は危険な環境からの保護）

第１６条　市は、保護者、学校等施設関係者及び市民と連携し、こどもが環境

汚染、過激な暴力、性的な情報、犯罪その他の身体的又は精神的に有害又は危険な環境に接することがないように努めます。

（相談体制の整備）

第１７条　市は、こどもやこどもに関わる人が、こども自身の悩みやこどもの権利侵害について、安心して相談できる体制を整備します。

（権利侵害からの救済）

第１８条　市は、権利侵害を受けたこどもを適切かつ迅速に救済するために、関係機関と連携し、必要な支援を行います。

（居場所づくり）

第１９条　市は、こどもが安全に安心して自分らしく過ごすことができる、一人ひとりの発達に応じた適切な居場所づくりを進めます。

（意見表明）

第２０条　市、学校等施設関係者及び市民は、それぞれの立場で、こどもが利用する施設、こどもが参加する行事等において、こどもが意見を表明できる機会を設けるものとします。

第５章　施策の推進

（関係機関等との連携）

第２１条　市は、こどもに関する施策を推進するために、必要に応じて国、県、関係機関等と連携及び調整を行います。

（こどもに関する計画の策定）

第２２条　市は、こどもの意見を聞き、こどもに関する施策の総合的な推進を図るための計画を定めます。

（普及啓発）

第２３条　市は、こどもの権利及びこどもの権利に関する施策について、こどもに分かりやすく伝え、保護者、学校等施設関係者及び市民の理解を深めるために、定期的に広報及び啓発を行います。

２　市は、前項の規定による普及啓発活動に、こどもが参加できるように努めます。

附　則

この条例は、令和８年１１月２０日から施行する。